

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 7 年 11 月 4 日
こども家庭庁成育局支援金制度等準備室

今般制定された、子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 93 号）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 71 条の 5 及び第 71 条の 6 の規定等に基づき、健康保険者等の子ども・子育て支援納付金の額の算定方法等に関する事項を定めるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 2 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

（参考）行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）